

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人パレット会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- (1) 評議員報酬
- (2) 役員報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間1000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 5 この法人の役員の報酬月額及び賞与は、別表2に定める額とする。
- 6 役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬は支払わない。また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

(支給の方法)

第5条 常勤役員の報酬などは、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、年度末に一括清算し、支払う。
- 3 報酬等はすべて本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みで行う。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。そのときも、評議員の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は令和2年4月1日(評議員会の議決日の翌月)から施行する。

別表1 評議員報酬等

名称	報酬
1. 評議員会への出席	10,000円
2. 上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000円
3. 1. 2. が2時間以上に及んだ時	別途1時間につき10,000円

別表2 役員の報酬等

(1) 理事業務報酬

名称	報酬
理事長業務報酬	200,000円
業務執行理事業務報酬	150,000円

(2) その他の理事

名称	報酬
1. 理事会への出席	10,000円
2. 上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000円
3. 法人の職員を兼ねる理事	支給しない
4. 1. 2. が2時間以上に及んだ時	別途1時間につき10,000円

(3) 監事

名称	報酬
1. 監事監査等への出席	30,000円
2. 理事会評議員会等会議への出席	10,000円
3. 上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000円
4. 2. 3. が2時間以上に及んだ時	別途1時間につき10,000円

(4) 賞与

常勤役員に対する賞与は支給しない。

(5) 退職慰労金

1. 最終報酬月額×役位在位年数×最終役位別倍率

2. 役位倍率 理事長 5.0

業務執行理事 2.0

その他については、役員退職慰労金・弔慰金規程に準ずる。